

藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方（案）【新旧対照表】

1 第153回都市計画審議会からパブリックコメント実施前の主な変更点

ページ	新	旧
33	<p>【変更・身近な公園への未到達区域】</p> <p>-2 見直しの進め方 ステップ3 機能と必要性の検証 ・各公園・緑地に求められる機能を整理したうえで、都市計画公園・緑地の必要性（<u>身近な公園への未到達区域</u>）を確認</p> <p>ステップ6 総合的判断の検証 ・長期に渡る過度な建築制限等、各公園・緑地に係る特段の事情の確認</p>	<p>-2 見直しの進め方 ステップ3 機能と必要性の検証 ・各公園・緑地に求められる機能を整理したうえで、都市計画公園・緑地の必要性を確認</p> <p>ステップ6 総合的判断の検証 ・長期に渡る過度な建築制限等、各公園・緑地に係る特段の事情の確認 ・<u>身近な公園への未到達区域の確認</u></p>
36 ～ 39 42	上記同様、ステップ6に記載していた「身近な公園への未到達区域」に関する記述をステップ3に記載	
26	<p>【追加・全ての市民目線】</p> <p>-1-(3) - 人口減少及び少子・超高齢化 本推計等から公園・緑地の利用者の年齢層、利用形態等の変化が予測されますが、<u>高齢者に限らず、子ども、障がい者など、全ての市民の目線に立ち、今後の公園・緑地の整備量や施設内容について検討が必要であるといえます。</u></p>	<p>本推計等から公園・緑地の利用者の年齢層、利用形態等の変化が予測され、今後の公園・緑地の整備量や施設内容について検討が必要であるといえますが、……。</p>
32	<p>【追加・全ての市民目線】</p> <p>-1-(1) 見直しの基本スタンス <u>また、全ての市民の目線に立つ中、本市特有の地域性、歴史的経緯、まちづくりの方針等を踏まえ、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで見直しを行います。</u></p>	<p>……本市特有の地域性、歴史的経緯、まちづくりの方針等を踏まえ、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで見直しを行います。</p>

2 パブリックコメント実施後の主な変更点

ページ	新	旧
1	<p>【追加・藤沢総合都市計画に関する説明】</p> <p>-1 はじめに <u>藤沢総合都市計画は、1957年（昭和32年）に策定した最初の藤沢市都市マスタープランというべきものであり、本市の法定都市計画は、これをもとに進められてきました。なお、1992年（平成4年）の都市計画法改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）」が都市計画法に位置付けられました。</u></p> <p>【参考】 1999年（平成11年）2月 藤沢市都市マスタープラン 策定 2011年（平成23年）3月 藤沢市都市マスタープラン 改定</p>	

<p>3 ~ 4</p>	<p>【変更・湘南海岸公園】</p> <p>-3 見直し対象公園・緑地 都市計画公園9・6・1湘南海岸公園（約90.5ha）については、<u>神奈川県策定の『都市計画公園・緑地見直しのガイドライン』において、整理されています（下記参照）。</u></p> <p><u>都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（神奈川県）</u> 第 章 見直しに向けた検討 3 検討事項への対応 (4) 砂浜等の公共空地が存在する場合の見直しの必要性の整理 [ケーススタディ] 湘南海岸公園の見直しの必要性について</p> <p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の広域的な公園のひとつである湘南海岸公園は、湘南海岸沿いの約260haの区域を昭和12年に都市計画決定している。 ・ その後、各市町で増減を繰り返し、現在では全体で約300haの区域を決定しており、その区域内で4箇所の都市公園法上の公園（県立公園2箇所と市立公園2箇所、計約50ha）が部分的に開設されているが、未開設部が約8割を占めており、その大部分の権原は行政が保有している。 <p><u>都市計画の目的の達成状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湘南海岸公園を都市計画決定した目的は、当時の資料によると、湘南海岸公園道路（現国道134号）と公園を一体で整備することで景勝地を保全するとともに、湘南全体を都市づくりすること（住宅地の適切な開発や観光誘致）と類推できる。 ・ 未開設区域があるものの、この目的は既に達成されていることから、現時点では新たな整備を要しない区域と判断できる。 <p><u>法令による管理状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、未開設部も含めた周辺一体の区域は、海岸法（海岸保全区域）、森林法（飛砂防備保安林）等の都市公園法以外の法令により適切に管理されているとともに、一般に開放されている状態である。 <p><u>見直しの必要性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上より、大部分が公有地であり、都市計画決定した目的は既に達成されているとともに、都市公園法以外の法令により適切に管理され、一般に開放されている場合には、開設された公園・緑地の区域と同等とみなすことができ、現時点では新たな整備を要しない区域と判断されることから、見直し対象から除外しても支障が無いと考えられる。 	<p>-3 見直し対象公園・緑地 都市計画公園9・6・1湘南海岸公園（約90.5ha）については、複数の市町にまたがることから、神奈川県が主体的に見直しを進める予定であるため、本市では見直しの対象として取扱わないものとします。</p>
----------------------	---	---